

法務省民制第 175 号  
令和 5 年 12 月 25 日

## 開示決定等の期限の延長について (通知)

様

法務大臣 小 泉 龍 司



令和 5 年 12 月 8 日受付の行政文書の開示請求については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 10 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称  
法律案審議録「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（平成 17 年法律第 87 号）」のうち、法務省から内閣法制局に提出された同法第 116 条中民法目次の改正規定に係るもの
- 2 延長後の期間  
60 日
- 3 延長の理由  
本件開示請求に係る対象文書の特定及び開示又は不開示の判断等になお時間を要するため。

\* 担当課等  
法務省民事局 TEL: 03-3580-4111  
法務省民事局民事法制管理官付法制第二係 内線 5967